

お知らせ

ワシントン条約第 20 回締約国会議における附属書改正における留保及び 決議・決定の採択結果を踏まえた国内制度の改正について

2026 年 3 月 5 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

2025 年 11 月 24 日から 12 月 5 日にかけてウズベキスタン(サマルカンド)にて開催された、ワシントン条約第 20 回締約国会議(CoP20)において、同条約附属書改正及び決議・決定が採択されました。これらの内容を踏まえ、我が国における条約の的確かつ確実な履行を図るため、附属書改正における留保した種に関する輸出手続の改正並びに決議の修正及び新たに採択された決定の趣旨を反映した規定の整備等、関連する国内制度について所要の改正を行いましたので、お知らせします。

1. 日本が留保した種に関する輸出手続の改正

○改正趣旨

ヨゴレ(*Carcharhinus longimanus*)、イトマキエイ科全種(*Mobulidae* spp.)及びジンベイザメ(*Rhincodon typus*)の附属書ⅡからⅠへの移行(2026年3月5日効力発生)及びアイザメ科全種(*Centrophoridae* spp.)の附属書Ⅱへの掲載(2027年6月5日効力発生)が採択されましたが、我が国は、これらの種を同条約の手續に則って留保することを決定しました。これに伴い、ヨゴレ(*Carcharhinus longimanus*)、イトマキエイ科全種(*Mobulidae* spp.)及びジンベイザメ(*Rhincodon typus*)については輸出・輸入管理において附属書Ⅱと同様の手續に、アイザメ科全種(*Centrophoridae* spp.)については輸入管理の対象外とするため、下記の規定の改正を行いました。

○改正規定

- ・ 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域
その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和 41 年通商産業省告示第 170 号)
- ・ ワシントン条約附属書Ⅰに掲げる鯨等の取扱いについて(平成元年7月26日付け輸出注意事項2019第34号・輸入注意事項2019第79号)
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手續等について(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)
- ・ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号)

2. 決議の修正及び新たに採択された決定の趣旨を反映した規定の整備

(1) サイガ全種(*Saiga* spp.)の輸入手続に関する改正

○改正趣旨

附属書Ⅱ掲載種であるサイガ全種(*Saiga* spp.)について、締約国がその標本の取引を行う際、当該標本の出所(Source)が不明(U)または同条約の適用を受ける前に取得(O)されたものである場合には、十分な注意義務を果たすことが決定されました。この決定を受け、これらのサイガの標本の輸入については、経済産業大臣の事前の確認の対象とするための輸入公表の改正を行いました。

○改正規定

・輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表(昭和41年通商産業省告示第170号)

(2) 固有種(endemic species)及び取引停止勧告(trade suspensions)に該当する取引における審査基準の新設

○改正趣旨

固有種の取引において原産国が輸出許可をしていないにもかかわらず第三国で繁殖されて取引される事例が見られることから、創始個体(founder stock:繁殖集団を形成するために導入された個体)を含む取引の合法性と持続可能性を保証するためのメカニズム強化を目的として、締約国に対して附属書Ⅰ、Ⅱ及びⅢに掲載される固有種を輸出、輸入、再輸出する際に事務局からの通知等を考慮し、不確実性があればその動植物等の原産国と協議することが推奨されました。

また、条約の義務を履行していない(例:報告義務違反、国内法未整備、違法取引放置等)締約国について、条約13条及び決議14.3に基づき締約国に対して当該国との条約規制対象種全種又は違法取引のあった条約規制対象種の国際取引を停止するよう勧告されています。このような状況を踏まえ、条約を誠実に履行する観点から適当な取引と認められない場合には、申請を不承認とするために、下記の規定の改正を行いました。

○改正規定

- ・絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)
- ・ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について(平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号)
- ・輸入公表三の7に基づく貨物(ワシントン条約に係る特定の原産国等)の輸入に関する確認について(平成15年10月17日付け輸入注意事項15第42号)

・輸入公表三の7に基づく貨物(ワシントン条約に係る生きている動物)の輸入に関する確認について(平成15年10月17日付け輸入注意事項 15 第 43 号)

(3) 外国の排他的経済水域で採捕された標本の取扱い変更に伴う改正

○改正趣旨

沿岸国の排他的経済水域において外国漁船により漁獲された附属書掲載種を当該沿岸国以外の国に水揚げする場合には、当該沿岸国を輸出国と位置づける旨の修正決議が採択されたことに伴い、我が国の船舶が他国の排他的経済水域で漁獲した附属書掲載種を外国の港に水揚げする場合は、条約履行のために日本が輸出国として行うべき手続きが不要となることから、輸出貿易管理令の適用品目から除外する改正を行いました。

○改正規定

・絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について(平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号)

・絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号)

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723